

千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金の設置及び助成金交付要綱

公益財団法人 新千歳空港周辺環境整備財団

(趣旨)

第1条 公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団（以下「財団」という。）は、千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金（以下「基金」という。）を活用し、深夜・早朝時間帯の航空機騒音の影響を受ける千歳市の地域住民に対して、航空機騒音の軽減対策、地域の活性化及び住民生活の安定・向上に資する事業等を実施し、住みよいまちとなるよう、この要綱で定める事業を実施する者及び団体等に対し、助成するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) B工法・C工法 「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に
関する覚書」（以下「覚書」という。）の確認事項における「(3) 工事の内容」
の「○新規住宅防音工事及び建替住宅防音工事」で規定している工法をいう。
- (2) 防音建具機能復旧工事 覚書の別添「新千歳空港の深夜・早朝の時間帯におけ
る航空機の離着陸回数の変更に伴う対策」における「1 住宅防音対策」の
「(4) 工事等の内容」で定める工事をいう。
- (3) 集合住宅 1棟の建物で、壁や床等によって区画された2以上の各区画が、そ
れぞれ独立して住居に供される住宅であり、共同住宅と長屋をいう。
- (4) 分譲マンション 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成1
2年法律第149号）第2条第1号イに規定するマンションで、現に居住の用に
供する部分があるものをいう。
- (5) 告示前住宅 防衛省の住宅防音工事の対象区域（第I種区域）の指定の告示日
（昭和57年3月31日）時点に区域内（Lden62(75W)以上）に所在する住宅をい
う。
- (6) 差室あり 防衛省と道の対策区域が重複する区域で両方の工事が対象となる場合、
住宅の居室数と防衛省の工事対象室に差がある場合を「差室あり」という。
- (7) 差室なし 防衛省と道の対策区域が重複する区域で両方の工事が対象となる場合、
住宅の居室数と防衛省の工事対象室に差がない場合を「差室なし」という。

(基金の内容)

第3条 基金は、北海道及び千歳市が基金に係る補助金を財団に支出し、覚書の締結日の翌年度から10年間積み立て、造成するものとする。

2 基金の総額は、26億円とする。

3 基金は、その全額が取り崩された時点で廃止とする。

(助成金の交付対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、防衛省が実施する住宅防音工事の施工箇所に影響しない範囲において、住宅の防音機能の維持、拡充等に資する騒音防止対策、地域の活性化及び生活環境の安定・向上に資する次の各号に定める事業とし、各事業の内容は、別に定める。

(1) 防音機能維持・拡充等対策事業

深夜・早朝時間帯の生活環境に配慮するため、対象住宅の外部開口部、空調機器等、屋根、壁、天井、建具、床、玄関等に関する住宅の防音機能の維持、拡充等のほか、生活環境の安定・向上に資する工事について、限度額の範囲内で実施するもの。

(2) 防音機能確保対策事業

C工法の区域のうち、別図1で定める区域において、防音機能を確保するためB工法へ嵩上げする工事

(3) 生活環境整備等事業

次の地域における調和ある発展のための施設整備等の事業。

ア 根志越エアカーゴ対策協議会（根志越）

イ 根志越エアカーゴ対策協議会（中央長都）

ウ 駒里連合会

エ 祝梅町内会

(助成金の交付対象者)

第5条 助成金の交付対象者は、別図2で定める千歳市における区域において、次の各号に掲げる者及び団体等とする。

(1) 北海道の6枠対策時における区域指定日（平成6年6月1日）において、現に所在する対象住宅の所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者（以下、「所有者等」という。）及び区域指定日から1年を経過するまでの間に新築された対象住宅の所有者等で、前条第1号に規定する事業を実施する者。（平成27年10月31日以降に対象住宅の建替と並行して事業を実施する場合を含む。）

ただし、分譲マンションを除く集合住宅に住む者（所有者が居住している住戸部分

に事業を実施する場合を除く。)は、この限りでない。

(2) 交付対象者は、棟毎に1人とする。ただし、分譲マンション及び6枠対策時に二世帯住宅として助成を受けている住宅の所有者等については、この限りでない。

(3) 前条第2号又は第3号に規定する事業を実施する者、団体又は千歳市。

(助成金の交付)

第6条 第4条第1号に規定する事業を実施する者に対して、1回に限り予算の範囲内で助成金を交付する。

2 第4条第2号又は第3号に規定する事業を実施した者又は団体等に対して、助成金を交付する。

(助成金の交付の対象となる経費)

第7条 第4条第1号及び第2号に規定する事業に対する助成金の交付の取扱いについては、「新千歳空港の24時間運用に伴う住宅防音工事助成金交付要領」の例に準ずる。

2 第4条第3号に規定する事業については、必要と認められる経費。

(助成金の額)

第8条 助成金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 防音機能維持・拡充等対策事業

本工事費(上限100万円)、設計監理費及び手続代行等業務費として必要と認められる額。

(2) 防音機能確保対策事業

別図1で定める区域において、C工法からB工法へ嵩上げに要する額。

(3) 生活環境整備等事業

① 事業を実施しようとする団体が、事業計画書を事前に市に提出し、市が必要と認めた額。

② 市が事業を実施する場合は、事業に要する額。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月14日から施行する。

この要綱は、平成２８年５月１６日から施行する。

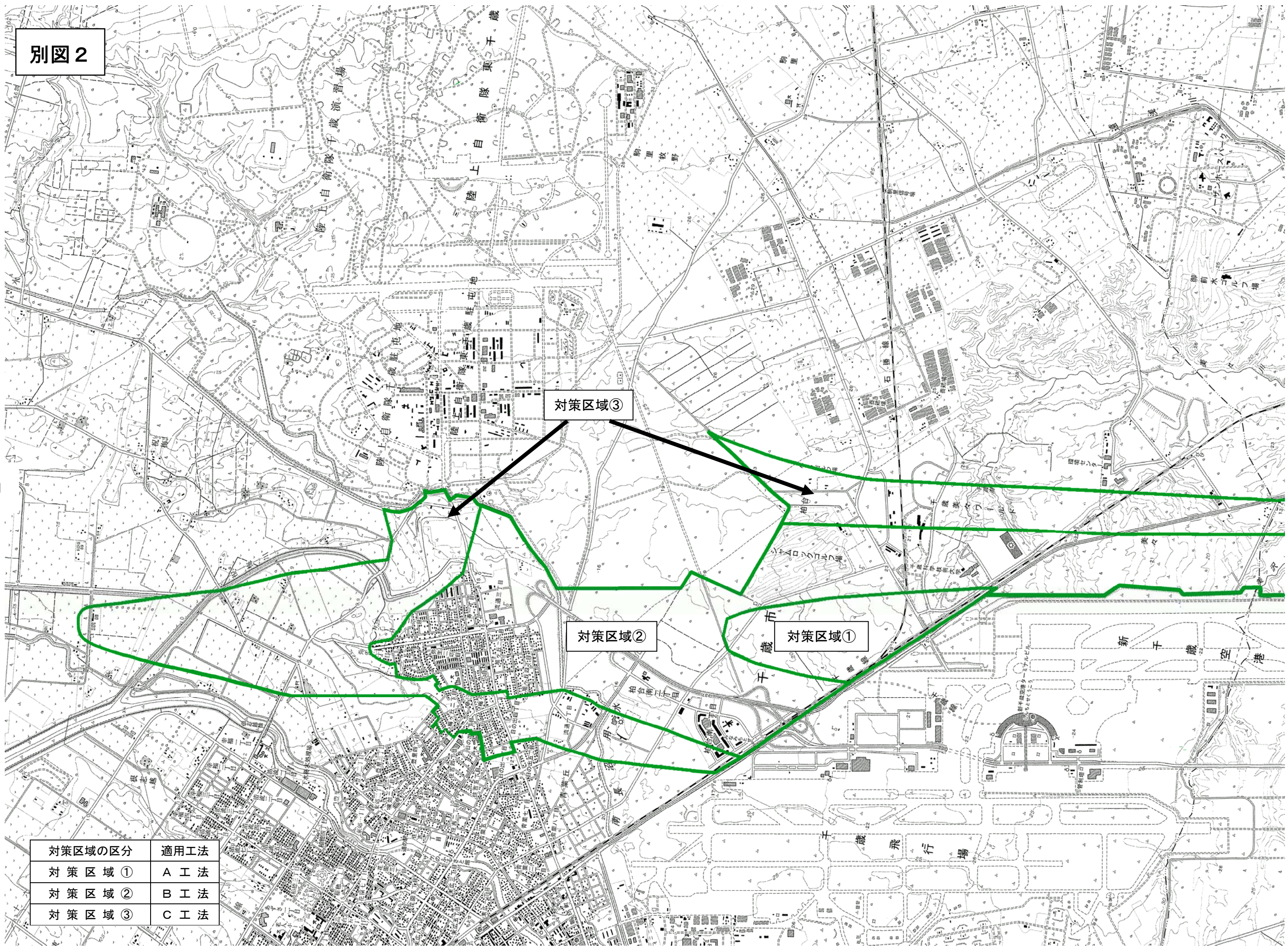
この要綱は、平成３０年７月１１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

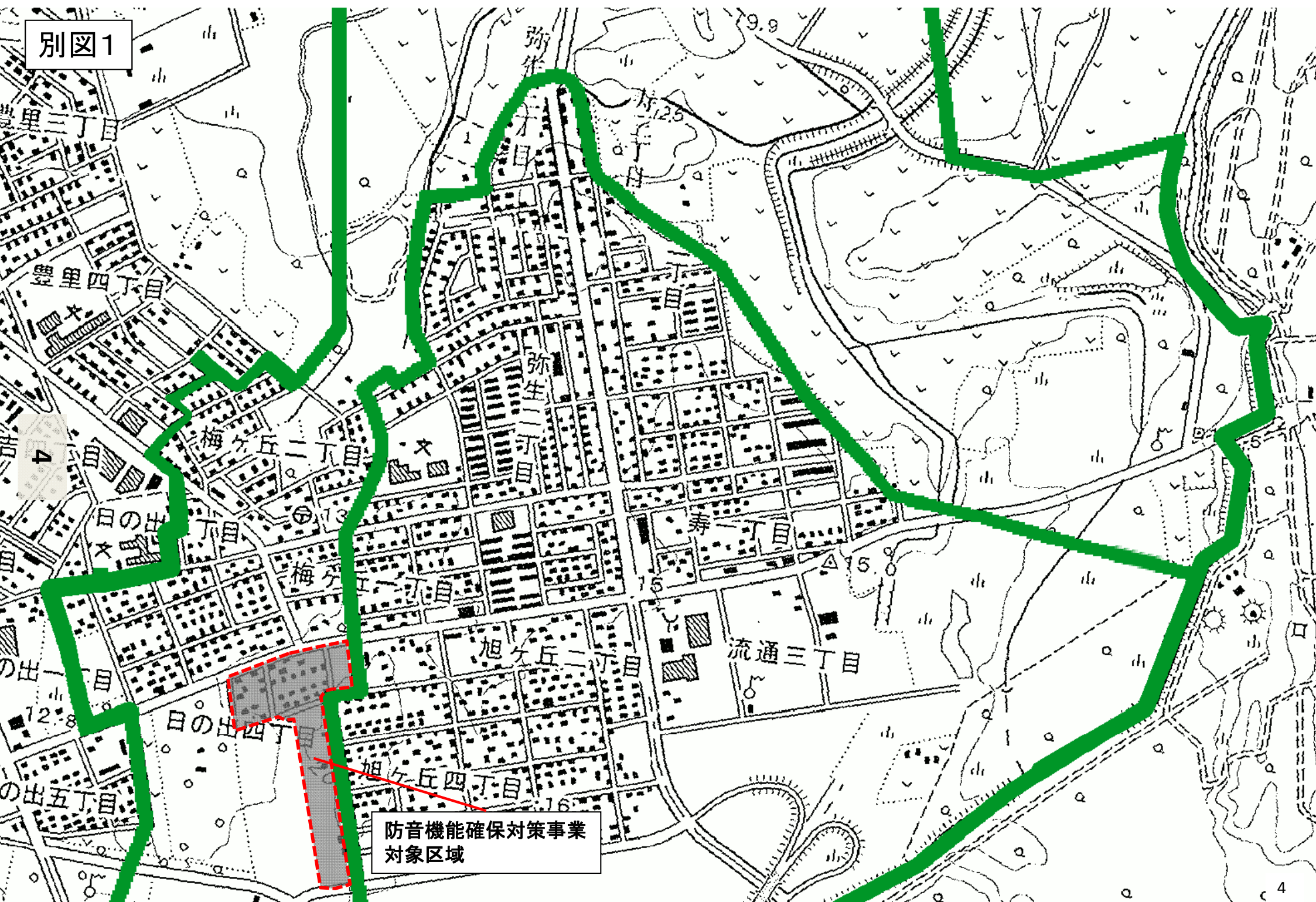
別図 2

5



対策区域の区分	適用工法
対策区域①	A工法
対策区域②	B工法
対策区域③	C工法

別図1



防音機能確保対策事業
対象区域